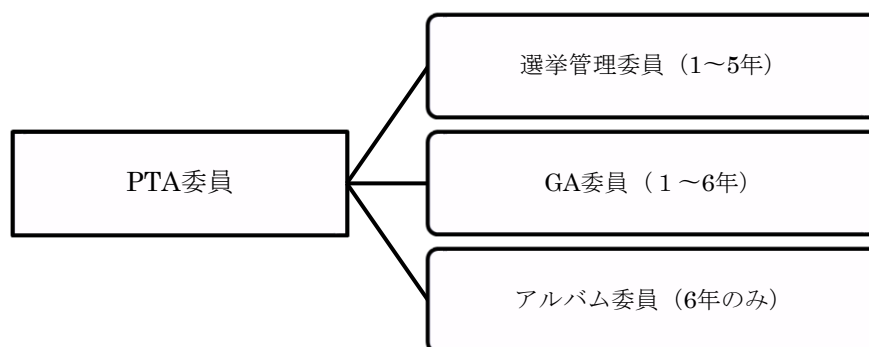


# PTA 委員選出に関する細則

シンガポール日本人学校小学部  
チャンギ校 P T A 選挙管理委員会

1. PTA 活動における各委員会を総称して PTA 委員会とする。PTA 委員会は、選挙管理委員会、GA 委員会、アルバム委員会から構成される。各委員会に所属する PTA 委員は、1～5 学年より選挙管理委員と GA 委員を選出する。6 学年は GA 委員を選出する。委員長を含む選挙管理委員会と GA 委員会の総定数は、最大でその年度の全クラス数までとし、各学年の委員数は、その年度の児童数・クラス数に応じ、当該年度の PTA 四役が決定する。

6 学年においては、前年度に立候補と選挙によって委員を選出。学校に確認し正式クラス数が確定次第、それを定数としてアルバム委員を決定する。決定した委員が転出などにより欠員となった場合、選挙結果の順位上位の次点者がアルバム委員になる。



## 2. PTA 委員選出について

- ① 立候補できるのは1家庭1委員とする。
- ② 立候補を募る。立候補が出ないクラス・学年は、当事者で話し合い決定する。
- ③ 話し合いにより委員が決まらなかった場合は、全員対象で抽選を行う。

但し、下記の1、2に該当する者は抽選対象外とし、3に該当するものは、そのクラス・学年の抽選対象者が定数に満たなかった場合に抽選対象となる。

1【シンガポール日本人学校教職員関係者】：抽選対象外

2【今年度役員・委員・前年度小学部 PTA 役員・委員】：抽選対象外

- ・今年度小学部 PTA 役員・委員（既に決まっている場合）、中学部役員
- ・今年度小・中学部バス委員長・副委員長・バスオブザーバー・バス委員
- ・今年度日本人会社会貢献活動部委員
- ・前年度小学部 PTA 役員・委員（※総会まで任期の為）

3【過去役員・委員経験者】

- ・小学部役員・委員・バス委員経験者
- ・中学部四役及びバス委員長経験者  
（※中学部役員・委員・バス委員経験者は抽選対象となる。）
- ・日本人会社会貢献活動部委員経験者

- ④ アルバム委員に限り、上記①～③項目は適用せず、四役・委員長選挙の選出方法、免除規定に沿って選出する。

\*PTA 委員選出に関しては、四役・委員長選挙の細則の免除規定は適用されない。

\*抽選になった時、細則で規定されている抽選対象外にならない者が免除を希望する場合、クラス・学年の了解を得なければならない。※クラス・学年の過半数の了解を得られれば免除とする。

#### 【立候補・抽選の優先順位について】

- ・兄弟姉妹でクラス・学年が複数に分かれ、同じタイミングでそれぞれのクラス・学年で抽選にて PTA 委員、次点に決まった場合は PTA 委員を優先とする。
- ・兄弟姉妹のそれぞれのクラス・学年において、同時に抽選で PTA 委員に決定した場合は長子を優先とする。
- ・兄弟姉妹のそれぞれのクラス・学年において、いずれにおいても次点者に決定した場合は長子を優先とする。
- ・兄弟姉妹のいずれかのクラス・学年で、立候補にて次点者と決定しても、兄弟姉妹の別のクラス・学年で、抽選にて PTA 委員に決定した場合は、そのクラス・学年の PTA 委員を優先とする。

#### (例)

- ・姉のクラス・学年で次点者になったが、妹のクラス・学年で抽選により PTA 委員に選ばれた→抽選による PTA 委員が優先
- ・姉のクラス・学年の抽選で PTA 委員になり、同時に弟のクラスでも抽選で PTA 委員に選ばれた→長子優先（姉のクラス・学年で PTA 委員となる）
- ・兄のクラス・学年の抽選で次点者になり、同時に妹のクラス・学年でも抽選で次点者になった→長子優先（兄のクラス・学年の次点者となる）
- ・弟のクラスで立候補して次点者になったが、姉のクラス・学年で抽選により PTA 委員に選ばれた→抽選での PTA 委員が優先

3. PTA 委員選出時には、各クラスまたは学年より次点者を選び、1 から順位をつける。

次点者の人数は、その年度の PTA 委員の定数に応じて、四役及び選挙管理委員会が決定する。

次点者がいなくなった場合は、該当クラス・学年の PTA 委員を中心に新たに次点者を決定する。

新たな次点選出の必要性は、時期・状況により四役及び選挙管理委員会が判断する。

いずれの場合も、PTA 委員が選挙管理委員会に届け出る。

4. 委員の任期は PTA 規約に基づき 4 月の PTA 委員選出時から次年度の総会までとする。

新委員の役職が決まってから総会までは、引継ぎ期間であり、次年度総会の出席をもって引継ぎ完了とする。

但し、四役・委員長選挙の免除に関わる任期の満了は、その年度最後の役員会までとする。

5. 任期途中で PTA 委員を辞退する者は、すみやかに所属委員長・選挙管理委員長に報告し、補充の必要があれば選管委員会が次点者に連絡する。

次点者から補充された委員の任期は前任者の残任とし、委員を経験したと認め、活動する年度を含め 3 年免除とする。

但し、補充された委員が次年度の役員である場合については、委員経験を認めるかどうか時期・状況を見て四役・選挙管理委員会で判断する。

年度途中の委員の交代は、関係する委員会および四役で、その時期により必要に応じて検討する。

#### 6. 次点者について

①次点者は、いっさい拘束されない。今年度・次年度の役員・委員を引き受ける事ができ立候補もできる。

但し、当該年度の日本人会社会貢献活動部及び同部次点への立候補はできない。

②次年度の小・中学校四役・委員長選挙にも立候補できる。次年度の役員に選出されたとしても、次点は辞退できない。また次点が繰り上がり、PTA 委員に就いた場合の委員経験を認めるかどうかは時期・状況により四役と関係する委員会及び選挙管理委員会で判断する。

③次点者が次点を辞退する際選管委員会を通し、次点者に繰り上がりの連絡をしてもらう。

④補充で委員になった次点者は、前委員の所属委員会に所属する。

7. PTA 委員選出に関する細則の改定は、役員会の承認を得るものとする。

8. PTA 委員選出に関する細則は、令和 3 年度選出より施行する。

9. PTA 委員選出において問題が生じた場合は、選挙管理委員会に一任する。

平成 15 年	2 月制定	
平成 15 年度	施行	
平成 15 年	6 月改訂	(規約の改訂に伴う名称変更)
平成 16 年	2 月改訂	
平成 17 年	3 月改訂	
平成 18 年	3 月改訂	
平成 20 年	1 2 月改訂	
平成 21 年	7 月改訂	
平成 23 年	7 月改訂	
平成 24 年	7 月改訂	
平成 24 年	9 月改訂	
平成 25 年	1 月改訂	
平成 26 年	1 2 月改訂	
平成 27 年	4 月改訂	
平成 27 年	7 月改訂	
平成 27 年	1 2 月改訂	
平成 28 年	1 2 月改訂	
平成 29 年	9 月改訂	
平成 30 年	9 月改訂	
平成 31 年	3 月改訂	
令和 2 年	1 2 月改訂	

## P T A 四 役（会 長、副 会 長、書 記、会 計）・ 委 員 長 ・ 副 委 員 長 選 挙 に 関 す る 細 則

シンガポール日本人学校小学部  
チャンギ校 P T A 選 挙 管 理 委 員 会

一、選挙管理委員会は、改選に伴い生じる必要な事務処理、及び選挙管理を行う為に設けられた委員会である。

二、選挙にあたり、下記の選挙管理委員会を構成する。

現四役、選挙管理委員長、選挙管理副委員長、選挙管理委員、立会人（教頭先生、教務主任）

三、選挙管理委員長および副委員長 1 名は選挙で選出され、もう 1 名の副委員長は、副会長第 1 が兼任する。  
選挙管理委員は、PTA 委員より選出される。

四、選挙に伴う諸条件についての取り決め

1. (1) 有権者は、シンガポール日本人学校小学部チャンギ校 1～5 年の P T A 保護者会員とし、被選挙権対象者は、シンガポール日本人学校小学部チャンギ校 1～5 年の P T A 保護者会員とする。  
(2) この選挙での役職の有無を問うのは、シンガポール日本人学校小・中学部、シンガポール日本人学校バス運行会、日本人会社会貢献活動部に対してである。
2. 四役・委員長の任期は 4 月から次年度の総会までとする。（規約に基づく。）また、副委員長の任期も 4 月から次年度の総会までとする。新役員の役職が決まってから総会までは、引継ぎ期間であり、次年度総会の出席をもって引継ぎ完了とする。但し、四役・委員長・副委員長の免除に関わる任期の満了は、その年度最後の役員会まで、副委員長はその年度最後の定例会までとする。
3. 任期中に次点者から補充された四役・委員長・副委員長の任期は前任者の残任とし、四役・委員長・副委員長を経験したと認め、四役の場合永久免除、委員長の場合活動する年度を含む五年間免除、副委員長の場合活動する年度を含む四年間免除とする。また、前任者は在籍期間に関わらず四役の場合活動する年度を含む五年間免除、委員長の場合活動する年度を含む四年間免除、副委員長の場合活動する年度を含む三年間免除とする。
4. バス運行会より依頼があった場合には、四役委員長選挙と同時にバス運行会二役も選出できるものとする。この場合、選挙方法、免除規定等は原則として四役委員長選挙の細則に従うが、投票する人数や役職の決定方法等は、必要に応じその都度選挙管理委員会とバス運行会が選挙実施前に協議し、四役の承認を受けた場合、その年度に限り変更できるものとし、一般会員に向けて公表する。

五、選挙方法

1. 選挙管理委員会は、まず、四役、選挙管理委員長・GA委員長、選挙管理副委員長 1 名・GA副委員長 1 名、**アルバム委員（委員長 1 名、副委員長 2 名、6 学年時想定クラス数の委員）**の立候補を募る。  
**※アルバム委員の定数は 6 学年のクラス編成が確定後に正式決定する。**

2. 立候補者が出た場合、選挙管理委員会はその立候補者の信任投票を行い、会員の過半数の信任を以って当選とする。尚、候補者多数の場合、信任投票の前に選抜の場を設ける。選抜後、選ばれなかった候補者は希望すれば各役職2名までの次点者（立候補次点者）となれる。四役の立候補次点は年度末まで、各委員長・副委員長の立候補次点はPTA委員選出日までは生きる。但し、役職決定日に投票結果により立候補次点者のいない役職に決まった場合は、そこで他の役職の立候補次点は辞退しなくてはならない。

又、信任投票に関わらず、一般選挙は実施する。

なお、アルバム委員（委員長、副委員長含む）は5年PTA保護者会員のみを有権者として選挙を実施し、選抜会にて、アルバム委員の中から話し合い等により委員長・副委員長2名を選出する。選出後、役職につかなかったアルバム委員立候補者に順位をつける。

3. 選挙管理委員会は選挙用の調査用紙を会員に配付し、下記免除規定に基づき審査し候補者名簿を作成する。

**[免除規定]** 以下の者は、四役・委員長・副委員長を免除されるものとする。（活動年度を含む）

但し、四役・委員長・副委員長以外（PTA委員・バス委員等）の免除対象とはならない。

- (1) 小・中学部四役及びバス委員長・バスオブザーバーの経験者（永久免除）。
- (2) 小学部のPTA委員（選挙管理委員・GA委員・アルバム委員）、バス委員及び日本人会社会貢献活動部委員の2度以上の経験者（永久免除）。
- (3) 小学部の委員長（選挙管理委員長・GA委員長・アルバム委員長）経験者、バス副委員長経験者（五年間免除）。
- (4) 小学部の副委員長（選挙管理副委員長・GA副委員長・アルバム副委員長）経験者（四年間免除）
- (5) 小学部のPTA委員（選挙管理委員・GA委員・アルバム委員）、バス委員及び日本人会社会貢献活動部委員経験者（三年間免除）。
- (6) 次年度において未就学年齢児及び日本人学校中学部3年生を持つ者。
  - ・未就学年齢児においては子どもの生年月日を確認できる書類(個人を特定できる番号が記載されていない書類)のコピーを提出した者。
  - ・日本人学校中学部3年生においては自己申告とし、証明書類の提出は求めない。後日担当者が中学部に在籍確認をとる。
- (7) 特別支援学級、通級指導教室で授業を受けている児童の保護者（申し出があった場合）。
- (8) 本帰国及び他地への転出者（転出届を提出した者）。
- (9) 日本人学校教員関係者。
- (10) 日本語補習校教員。（就労証明書を提出）
- (11) エンプロイメントパス（EP）、PR、ディペンデントパス（DP）、又はシンガポール国籍のいずれかを持ちフルタイムで就労している者。
  - ・勤務先のフルタイム就労証明書を一通提出（過去1ヶ月以内発行のもの、コピーは不可）  
（個人を特定できる番号が記載されていない書類）
- (12) 妊娠されている方。
  - ・妊娠が確認できる書類（母子手帳など個人を特定できる番号が記載されていない書類）のコピーを一通提出。

- (13) 次年度中学部四役役員選挙において、選出された者(次点者は含まない)。
  - (14) 日本語での参加が難しい者。
  - (15) 一度当地を離れた者が再来星した場合、前在留期間の役員、委員の経験は有効となる。その場合当地を離れていた期間は、免除期間に含まない。
  - 注1) (7)については、免除期間はチャンギ校独自のものとする。
  - 注2) (2)～(5), (14)については候補者の減少により選挙に支障をきたすと選挙管理委員会が判断した年度においてはその限りではない。
  - 注3) 廃止・統合された委員会の経験(委員長、委員)も、上記(2)～(4)の免除規定の対象となる。
  - 注4) (6), (11), (12)については2019年9月に個人情報保護委員会(PDPC)が出したガイドラインにより、個人を特定できる番号の記載された書類の提示を求める事が不可能となった。よって個人が特定できる番号の記載された書類が提出された場合は受理できないため、書類不備となり免除申請は無効となる。
- 4. チャンギ校1～5年のPTA保護者会員による無記名投票。
  - 5. 一般選挙は候補者名簿により、各会員が4名を連記する(1～3名のものも有効)。  
候補者名簿はメール配信、投票用紙は名簿配信同日に配布し、所定の用紙以外のもは無効とする。  
紛失した場合も再発行はしない。

## 六、選挙開票

- 1. 選挙管理委員会により、立会人同席の上、即日開票する。同点者が出た場合は、選挙管理委員会に一任する。
- 2. 選挙結果は、上位70名を公表する。但し、信任投票により既に決定している場合は、総数を70位分とする。また、上位20名のみ拘束することとする。  
その時点では役職名は公表しない。
- 3. 原則として、立候補次点がついていない役職の場合、上位の者より順に、会長・副会長(第一・第二)・書記・会計、選挙管理委員長・GA委員長、選挙管理副委員長1名・GA副委員長1名を決定する。
- 4. アルバム委員は、5年PTA保護者会員のみの投票による選挙結果を得票順に公表する。  
原則として、立候補者が必要定数を満たしていない場合、上位の者より順にアルバム委員長・アルバム副委員長(第一・第二)・アルバム委員を決定する。立候補者が転出などによりアルバム委員(委員長、副委員長2名を含む)に欠員が生じた場合も同様に上位の者より順に繰り上がる。

## 七、次点者についての取り決め

- 1. 開票結果報告後、上位20名の四役・委員長・副委員長次点者は、次年度のPTA委員選出前日までは、いかなる委員も引き受けてはならない。但し、**中学部バス委員長への立候補、選挙で決定したアルバム委員を除く**。また、PTA委員選出日以降も日本人社会貢献活動部及び同部次点への立候補はできない。
- 2. 今年度の四役次点者及び、PTA委員次点者は、次年度の四役・委員長・副委員長の次点を優先する。**但し、選挙の結果、アルバム委員に決定、またはアルバム委員次点の繰り上がりでアルバム委員に決定した四役次点者及び、PTA委員次点者はアルバム委員となり四役次点及びPTA委員次点を辞退する。**

3. 役職決定日以降、次点者の補充はしない。
4. 役職決定後、次年度の PTA 委員選出前日までに各役職に欠員が生じた場合、上位の次点者から順次補充する。
5. 上位 20 名の次点者は、次年度の PTA 委員選出時にどの委員を引き受けてもよいが、四役次点を辞退することは出来ない。したがって四役に欠員が生じた場合は委員を辞退し、四役につかなければならない。よって、いかなる委員会の副委員長にもつくことができない。但し、委員全員が次点者の場合、その中から副委員長を選出し、副委員長となった者は次点を辞退する。この場合、必ず選挙管理委員長に届け出る事。**アルバム委員においては、上記2の通り、委員になり次第、四役次点を辞退するため、アルバム副委員長にもつくことができる。**
6. 21 位以下の次点者は、いかなる委員でも引き受けることができる。また、バス委員、日本人会社会貢献活動部に決定した場合は次点を辞退することができる。

#### 八、欠員の補充

PTA 委員選出日以降、四役及び委員長・副委員長に欠員が生じた場合、下記のとおりとする。

1. 会長に欠員が生じた場合は、副会長第一がこれに代わる。
2. 副会長第一に欠員が生じた場合は、副会長第二、もしくは立候補次点者がこれに代わる。  
(時期・状況により四役・選挙管理委員会が判断する。)
3. 副会長第二・書記・会計に欠員が生じた場合は、四役の次点者が上位よりこれに代わる。
4. 選挙管理委員長・GA 委員長及びアルバム委員長に欠員が生じた場合は、各副委員長がこれに代わる。副委員長の後任は、委員の中から選出される。
5. アルバム委員長に欠員が生じた場合は、副委員長第一がこれに代わる。副委員長第一に欠員が生じた場合は、副委員長第二、もしくは以下の順に選出される。副委員長第二に欠員が生じた場合も以下の順に選出される。(ただし、時期・状況によりアルバム二役・選挙管理委員会が判断する。また、話し合いで委員より立候補者が出た場合は、この限りではない。)
  - ① アルバム委員立候補者(選抜会にて決定した上位の者より順に決定)
  - ② 選挙結果の上位の者より順に決定

#### 九、役職決定者及び次点者の異動

1. 学区を異動した場合は、転入先のクレメンティ校の細則に準ずる。
2. 四役次点者が学区を異動する場合、元の学区での順位が異動後の学区においても有効となる。クレメンティ校、及びチャンギ校の役職決定者及び四役次点 1 位の者が学区を異動した場合は、その学区で次点 1 位となる。  
その際同順位が 2 名生じるので、異動した者が上位となる。
3. 離星を理由に役員や次点を辞退していた者が離星延期となった場合、辞退前の役職や順位に戻る。但し、役職決定日以降離星延期となった場合は、次点 1 位となる。

十、選挙管理委員会は投票の秘密を守り、公正選挙実施のため、あらゆる方法を考え、注意を払わなければならない。

十一、選挙に関するすべてにおいて問題が生じた場合は、選挙管理委員会に一任する。

十二、この細則を改訂する場合は、役員会の承認を必要とする。

平成15年2月 制定

平成15年度 施行（平成16年度四役・委員長選挙より適用）

平成16年6月11日、7月23日 改訂

平成17年3月 改訂

平成25年2月 改訂

平成30年9月 改訂

平成18年3月 改訂

平成25年7月 改訂

平成31年1月 改訂

平成19年3月 改訂

平成26年7月 改訂

令和元年 9月 改訂

平成20年12月 改訂

平成27年7月 改訂

令和2年 9月 改訂

平成21年7月 改訂

平成28年9月 改訂

令和2年12月 改訂

平成22年7月 改訂

平成29年2月 改訂

平成23年3月 改訂

平成29年7月 改訂

平成24年7月 改訂

平成29年9月 改訂

平成24年9月 改訂

平成30年3月 改訂